

実質的支配者 リスト制度

＊ ＊間接保有の場合＊ ＊

間接保有とは、個人が自らの支配会社（51%以上の議決権を保有する法人）を通じて、他の会社の議決権を保有することです。



制度の対象となる会社は
「株式会社」と「特例有限会社」です



お申し込みのSTEP3・ご用意いただく書類

STEP1 実質的支配者リストの作成 2ページへ

STEP2 申出書の作成 4ページへ

STEP3 添付書類を準備 5ページへ

書類ができたら

会社の本店を管轄する法務局に提出します
郵送による申出も可能です

兵庫県に本店がある株式会社・特例有限会社は、
ぜひ、神戸地方法務局法人登記部門に
お申し出ください！



STEP 1 実質的支配者リストの作成～その1～

実質的支配者情報一覧

①(商号) 第一電気機器株式会社 ⑤(会社法人等番号) 0000-00-000000

②(本店) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

③(作成年月日) 令和4年10月1日

⑥(作成者(代表者)) 法務 太郎

以下の情報は、④令和4年10月1日現在の実質的支配者情報である。

⑦ 実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。):犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯刑法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照

② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。):犯刑法施行規則第11条第2項第1号参照

⑧ 実質的支配者の本人特定事項等(※2、※3)

1番	住居	東京都文京区目白台一丁目21番5号	国籍等	日本 ① 日本 その他(※4)	議決権割合	30% (間接保有) 有・無(※5) <small>※有の場合は別紙に支配関係図を記載</small>
	フリガナ	ホウム タロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 56年12月18日生		
	氏名(※6)	法務 太郎		実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し	⑨ 詳しくは、次ページへ。	
2番	住居	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	日本 ① 日本 その他(※4)	議決権割合	26% (間接保有) 有・無(※5) <small>※有の場合は別紙に支配関係図を記載</small>
	フリガナ	オツノ ハナコ	生年月日	昭和・平成・西暦 60年10月15日生		
	氏名(※6)	乙野 花子		実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し	
			実質的支配者の本人確認の書面	なし		

まず、①から⑥まで記載します。⑤は会社の登記事項証明書に記載されています。

次に、⑦⑧について

(パターン1)

ある(株主)が会社の議決権について、50%を超えて保有している場合は、

⑦の①に☑チェックします。

⑧の1番の欄に、住居・氏名(フリガナ)・国籍・生年月日・添付書類・本人確認の書類名(記載されない場合でも証明可能です。)をご記載ください。

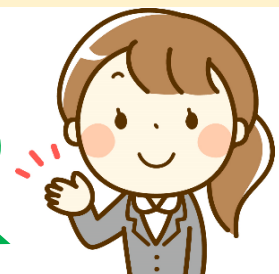
なお、株主が1人の場合は、議決権割合は、「100%」です。

(パターン2)

議決権について、50%を超えて保有している株主がおらず、ある(株主)が会社の議決権の25%を超えて保有している場合は、1番の欄に、住居・氏名(フリガナ)・国籍・生年月日・添付書類・本人確認の書類名(記載されない場合でも証明可能です。)をご記載ください。

ほかの株主についても、25%を超える議決権を持つ株主をご記載ください。

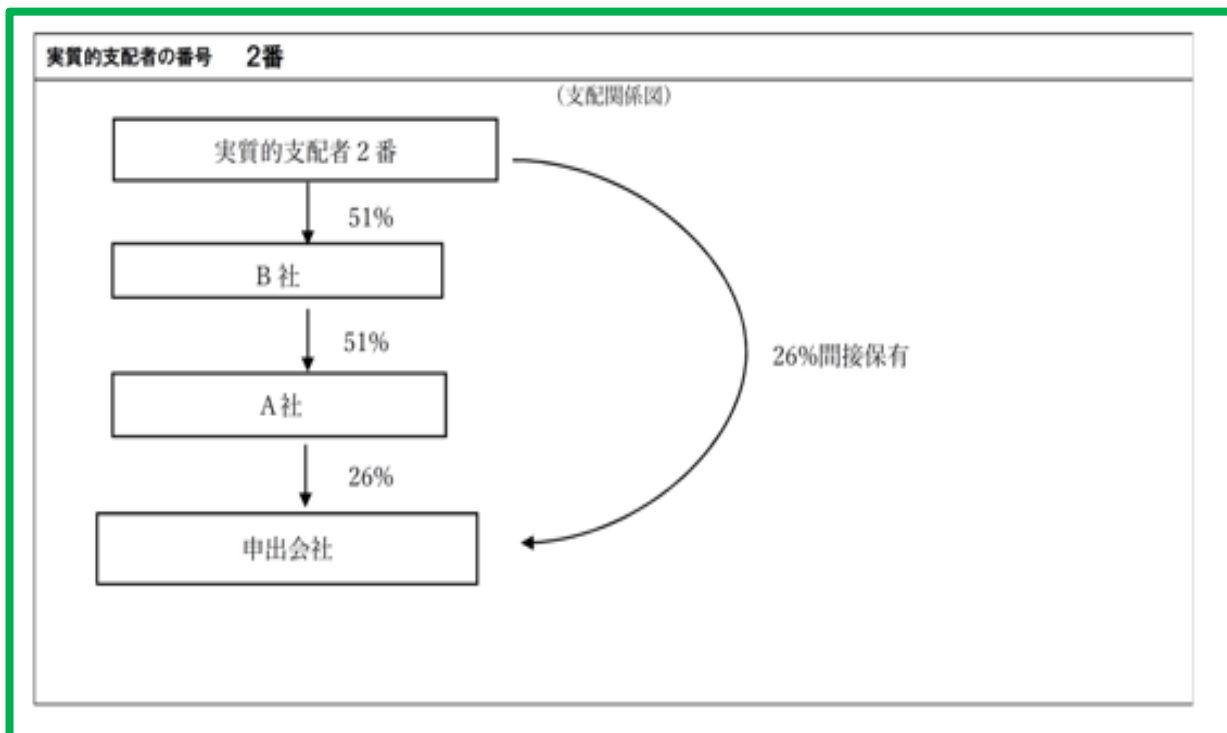
提出先によっては、本人確認の書面について記載することを求められるケースがあります。
また、実質的支配者の情報は、申出日から1か月以内の情報を記載してください。





STEP 1 実質的支配者リストの作成～その2～

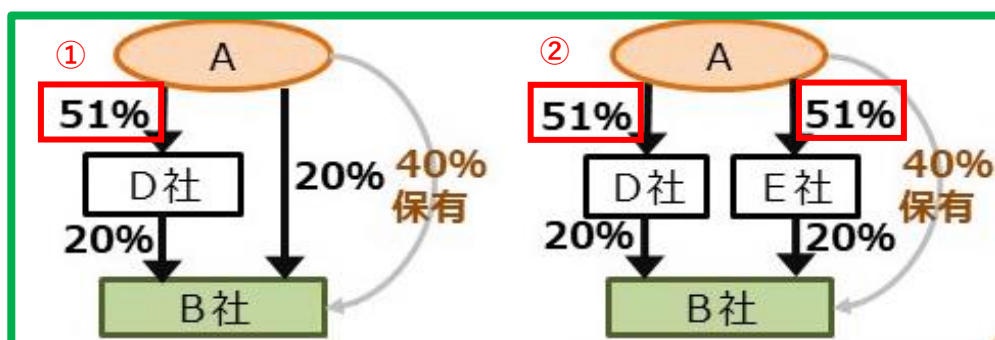
前ページの⑨については、次の別紙も必要となります。



前ページ⑨の例となります。

2番に記載された「乙野花子」はB社の51%の議決権を保有しており、B社はA社の議決権を51%保有しています。A社は、申出会社の26%の議決権を保有しています。「乙野花子」は、A社及びB社を通じて、申出会社を間接的に支配している形となります。

(参考：間接保有の例)



①は、AがD社を通じて20%、A自身で20%、合計40%の議決権を保有しています。

②は、AはD社及びE社を通じて、それぞれ20%ずつ、合計40%議決権を保有しています。

Aは、D社及びE社については、51%以上の議決権を有する必要があります。



STEP 2 申出書の作成

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

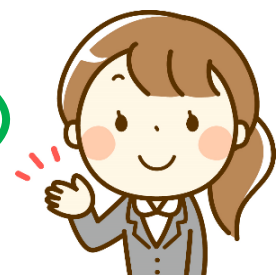
(補完年月日 令和 年 月 日)

①	申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-	-
②	会社法人等番号	0000-00-000000			
③	商号	第一電気機器株式会社			
④	本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号			
⑤	申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000			
	代理人の表示	住所 氏名 連絡先 - -			
⑥	必要な写しの通数・交付方法	1通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。			
⑦	利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。					

上記①から⑦までをご記載ください。

②は、会社の登記事項証明書に記載されています。

代理人がお越しになる場合は、代理人の表示欄に記載するとともに、委任状に申出会社代表者が登記所に提出した印鑑の押印が必要となります。





STEP3 添付書類の準備

- ①株主名簿の写し
- ②実質的支配者の本人確認の書類
(運転免許証等の裏面を含んだもの。)

※郵送申出の場合は、実質的支配者リストの送付先を記載した返信用封筒と切手を同封する必要があります。

STEP1のリストと株主名簿の写しの内容が合致しない場合は、その理由を記載した「代表者の証明書」が必要です。



株式の所有者がすべて個人である場合など、直接保有である場合については、別途法務局にお尋ねください。



実質的支配者リストの申出と交付は、簡単かつ**無料**です。書式は、次のアドレスに掲載しています。ぜひ、ご利用ください！

法務省HPに書式を掲載しています

- ①実質的支配者リストの書式

<https://www.moj.go.jp/content/001387913.docx>

- ②申出書

<https://www.moj.go.jp/content/001359526.docx>

お問合せは 神戸地方法務局法人登記部門
電話 078-392-1821 (代表)
窓口時間 午前9:00~午後5:00まで
(土・日・祝日を除く)